

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	長寿介護課	検索番号	3-17
法令名	介護保険法	根拠条項	第 115 条の 36 第 1 項		
許認可等	指定調査機関の指定				
(根拠規定)					
○介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）					
(指定調査機関の指定)					
第 1 1 5 条の 3 6 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に、前条第 3 項の調査の実施に関する事務（以下「調査事務」という。）を行わせることができる。					
○介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）					
(指定調査機関の指定の基準)					
第 3 7 条の 3 都道府県知事は、指定調査機関（法第 1 1 5 条の 3 6 第 1 項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。					
一 申請者が法人でないとき。					
二 申請者が、調査事務（法第 1 1 5 条の 3 6 第 1 項に規定する調査事務をいう。以下同じ。）を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。					
三 申請者の役員又は法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。					
四 前号に定めるもののほか、申請者が、調査事務が不公正になるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。					
五 申請者が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。					
六 申請者が、第 3 7 条の 1 0 第 1 項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。					
七 申請者が、第 3 7 条の 1 1 において準用する第 3 7 条の 1 0 第 1 項の規定により指定情報公表センター（法第 1 1 5 条の 4 2 第 1 項に規定する指定情報公表センターをいう。第 3 7 条の 1 1 において同じ。）の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。					
八 申請者の役員のうちに、第 5 号に該当する者があるとき。					
○介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）					
(指定調査機関の指定の基準)					
第 1 4 0 条の 5 0 令第 3 7 条の 3 第 2 号に規定する厚生労働省令で定める基準は、職員、設備、調査事務の実施の方法その他の調査事務の実施に関する計画が、調査事務の公正かつ適確な実施のために適切なものであることとする。					
2 令第 3 7 条の 3 第 3 号に規定する厚生労働省令で定める構成員は、次に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。					
一 一般社団法人又は一般財団法人 社員					
二 合名会社、合資会社又は合同会社 社員					

三 株式会社 株主

四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前3号に定める者に類するもの

3 令第37条の3第4号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 指定を受けようとする者が調査を行おうとする介護サービスを自ら提供していないこと。

二 調査事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うものであること。

三 前2号に掲げるほか、指定を受けようとする者の行う他の事業が調査事務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

(許認可等の基準)

○愛媛県介護サービス情報指定調査機関指定要領

(指定要件)

第2条 指定調査機関の指定の要件は、次のとおりとする。

(1) 介護サービス事業所の訪問調査は1名以上で行うこととし、調査を適切に行う能力を有し、次のアからエの要件を満たした調査員を常勤換算方法で2名以上確保していること。

ア 介護サービス事業に従事していないこと。

イ 知事または知事が指定する者が行う調査員養成研修を修了していること。

ウ 知事が作成する調査員名簿に登録され、又は登録される見込であること。

エ 調査員1名以上のうち1名は、調査対象サービスに関する知識を予め有する者であること。

調査対象サービスに関する知識を予め有する者とは、1年以上の実務経験を有する介護支援専門員又は、50件以上の調査経験を有する調査員とする。

(2) 介護サービスを現に提供する事業者(市町を除く。)の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び3親等以内の親族が、当該法人の役員、構成員又は職員の総数の2分の1を超えて含まれていないこと。ただし、調査事務の利害関係者以外で、調査事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、調査事務の内容を実質的に決定することができる委員会等を組織する場合はこの限りではない。

(3) 調査事務手続き及び経理を処理するための担当者を配置していること。

(4) 年間を通して調査を実施できる体制がとれること。

(5) 厚生労働省令に規定する概ね全ての種類の介護サービスについて調査できる体制が確保されていること。

(6) その他、法及びこれに基づく政省令で定める基準に適合していること。

(その他)